

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会

議 事 錄

令和7年度 第2回

令和7年9月4日(木)開催

1 日 時 令和7年9月4日(木) 9時55分～10時16分

2 場 所 秋田市役所 3階 センタース洋室

3 出席者

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嶋峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中2名出席

後藤正文 曾我章生

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

- (1) 「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について
- (2) 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号

- 1-1 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(非鉄)
- 1-2 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(電子)
- 1-3 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(自動車製造)
- 1-4 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(自動車小売)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第2回秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会を開催いたします。本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名の委員が出席されました。

なお、欠席は、労働者代表委員 新関委員でございます。

最低賃金審議会令第5条第2項を準用し、「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の

1以上」の出席が得られましたので、本特別小委員会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これから議事進行は堀井委員長にお願いいたします。

○堀井委員長

皆様おはようございます。前回に引き続きまして、特定最低賃金の小委員会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、議題1 「「自動車(新車)、自働車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について」、議題2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について、議題3 「その他」となっております。審議に入る前に、事務局から何か説明等はありますか。

○我妻賃金指導官

私の方から、秋田県最低賃金の答申状況について説明させていただきます。

皆様ご承知のとおり、秋田県最低賃金につきましては、8月25日に時間額1,031円、発効日は令和8年3月31日とする旨の答申がなされたところです。

続いて、令和7年度の特定最低賃金の申出審査状況についてお話しします。こちらについては、8月20日の第1回特別小委員会でご報告いたしましたとおり、既設の4産業から改正の申出がございまして、いずれも申出要件を満たしておりました。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金より高く設定する必要があり、また、引き上げの上限額については、協約の最低時間額の下限額ということになります。

令和7年度の各産業の協約の最低時間額の下限額は、お手元の資料1の1から1の4をご覧ください。

1の1 非鉄金属精鍊・精製業については下限額は1,175円、1の2 電子部品等製造業は1,050円、1の3 自動車製造業は1,076円、1の4 自動車(新車)、部分品小売業は1,049円となっております。私からの説明は以上です。

○堀井委員長

ただ今、事務局から説明がございましたが、何かご質問等ござりますか。

特にないようですので、議題1 「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について」審議いたします。

自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正の必要性の有無に関する関係使用者参考人意見聴取につきましては、8月20日に開催いたしました第1回特別小委員会で実施することができませんでしたので、本日実施することといたします。意見聴取後、委員から質問、意見等があれば述べていただくことといたします。

それでは意見聴取を行います。参考人をお呼びいただきたいと思います。

○杉本賃金調査員

本日出席予定でした、使用者側 秋田県自動車販売店協会 専務理事 佐々木参考人ですが、業務の都合で、急遽欠席となっております。

なお、参考人からは意見書が提出されております。

○堀井委員長

参考人が、業務の都合で急遽欠席ということですが、意見書が提出されているとのことですので、事務局で配付のうえ読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、意見書を読み上げさせていただきます。

令和7年9月4日

特定最低賃金に関する自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業使用者側意見書

新車販売の現況について、2025年上期の県内の新車販売台数は昨年のメーカーによる認証不正や人気車種の長納期化などの反動増もあり、前年比7.2%増の19,846台と前年実績を上回る進捗となっているが、直近3か月は前年割れとなっており、依然としてコロナ禍前の8割程度と停滞している。

協会会員26社のベースアップ状況について、本年のベースアップは、妥結平均が昨年の4.97%から1.17%マイナスの3.80%と3年ぶりに前年を下回り、妥結金額の平均は昨年の11,055円から313円マイナスの10,742円という状況である。

既に中央最低賃金審議会の答申も出されているが、最低賃金の決定基準となる労働者の生計費、賃金水準、企業の支払い能力の3要素を精緻に議論するのが本来の審議の在り方であるが、その目安が形骸化し、実質的に政府主導の賃上げになっており各企業の実情が考慮されていない。短時間の審議では産業構造や雇用形態の変化など、さまざまな要因を分析して改定額に反映するための具体的な議論ができず、引き上げ額をどうするかといった議論に終始してしまう。望ましい最低賃金の水準を導き出すには、中長期の視点と精緻なデータ分析をより丁寧に審議する必要がある。

秋田県の最低賃金が1,031円(+80円)と昨年から8.41%と大幅に上昇した結果を踏まえて、特賃の必要性有無の判断は苦慮するところである。ここ数年で最低賃金が大幅に引き上げられ、有期雇用者の賃金見直しに留まらず、正規社員を含む社内全体の賃金体系の見直しを迫られる会員企業が少なからず出てきており、これまでと同様の上げ幅を維持していくことは困難である。会員企業の深刻な人手不足や消費者物価指数の上昇などを勘案す

ると僅かでも特貨としての優位性は担保するべきであるが、今年の最賃審議において使用者側の退席が相次ぎ、労使の歩み寄りが難しい情勢となった今、議論自体に意味がないと感じる。今後も継続して特定最低賃金の優位性を維持すべきかについては廃止も含め検討する時期に来ていると考える。

以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。ただ今、参考人意見書の説明がございましたが、委員の皆様から質問、ご意見はございますか。

特にないようですので、これをもちまして自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業に係る参考人意見聴取を終了します。

本日予定していた参考人意見聴取は終了となり、すべての業種から意見を頂戴いたしました。

次に、議題2「既設の特定最低賃金4件の改正の必要性の有無について」審議いたします。

8月20日に開催されました第1回特別小委員会での事務局からの資料説明と、各特定最低賃金の関係労使参考人からの意見を踏まえまして、労使代表委員から、各特定最賃について改正の必要性の有無について、ご意見をいただきたいと思います。

初めに、使用者側委員を代表して小野委員から発言をお願いいたします。

○小野委員

ただ今、特定最低賃金の自動車小売業の改正に係る意見書を拝見したばかりですが、最後の行にも書いてあるとおり、「今後も継続して特定最低賃金の優位性を維持すべきかについては廃止も含め検討する時期に来ていると考える」と記載しておりますが、少なくとも、今年度については、廃止を含めるべきだとは明確に書いてはおりません。先に20日に行われた意見聴取においても労使双方から4産業について今年度必要性なしという意見は述べられていないと捉えております。それから、先ほど、労働局からもありましたとおり、4業種については、出されたものについては、申出要件をすべて満たしているという状況を踏まえますと、今年度については4業種について特定最低賃金の改正については、「必要性あり」と考えます。

○堀井委員長

続いて、労働者側委員を代表して曾我委員から発言をお願いいたします。

○曾我委員

私からは、ありがとうございます。というしかございません。というのは、このようにそれぞれの分野ごとに、維持するべきだ、議論するべきだというお話はありますが、秋田県のリーディング産業でありますし、必要性なしという判断をしてしまうというのは、今年の時点ではあまりにも拙速ではないかと思いますので、今年についても特定最賃の「必要性あり」ということで審議していただければと思います。

○堀井委員長

ありがとうございました。労使とともに4特定最低賃金すべて「必要性あり」ということで、意見が一致していると思われますので、当委員会としては、既設の特定最低賃金4件の改正の必要性の有無については、4件とも全会一致で「必要性あり」との結論に達したということで、よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○堀井委員長

それでは、全会一致で改正の必要性ありとの結論に達しましたことを本審に報告することとします。

事務局は、報告文案を準備して、各委員に配付して下さい。

既設の特定最低賃金4件について、各委員へ報告文案が配付されたようですので、事務局は読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、本審への報告文案を読み上げます。

(案)

令和7年9月4日

秋田地方最低賃金審議会

会長　臼木　智昭　殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会

委員長　堀井　潤

秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和7年8月19日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係参考人意見及び関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非

鉄金属製鍊・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

委員のお名前は省略させていただきます。

また、残る3つの特定最低賃金につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目が、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上でございます。

○堀井委員長

ただ今の報告文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○堀井委員長

それでは、この案のとおり、9月10日開催の本審で報告することとします。

それでは次に議題3「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

今、委員長から9月10日開催の本審で、本委員会での審議結果を報告する旨、発言がございました。この報告後の流れにつきまして簡単にご説明させていただきます。

本委員会からの改正の必要性ありの報告を受け、会長が労働局長へ、改正の必要性ありとの答申を行い、答申を受けた労働局長は、改正決定の金額審議について会長へ諮問を行うこととなります。

諮問を受けた審議会は、専門部会を立ち上げ金額改正審議を行う必要があるため、専門部会委員の推薦公示を同日9月10日に行います。公示期間が9月24日までとなりますので、9月25日以降に専門部会委員を任命することとなります。

今、配付しました特定最賃審議会等開催予定案のとおり、10月初旬から専門部会を開催したいと考えております。委員を正式に任命してからということになりますと、スケジュ

ール調整が難しくなることもございますので、各側から推薦がありました時点からスケジュール調整を実際にさせていただきたいと考えております。

何卒、事情をご理解いただき、日程確保にご協力をお願いいたします。以上です。

○堀井委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから何かありますか。

ないようですので、本日の議題はすべて終了となります。

事務局から、何か連絡事項はありますか。

○佐藤賃金室長

ありません。

○堀井委員長

特にないようですので、これで特別小委員会を終了します。お疲れさまでした。